

# 学習会

## 外国ルーツの子ども達の在留特別許可を求めて

日時：9月23日(金) 14:00~16:00

場所：サクラファミリア(大阪梅田教会) 3階聖堂

主催：外国ルーツの子ども達を支援する阪神地区有志の会

協賛：カトリック大阪大司教区社会活動センターシナピス



- 1 外国ルーツの子どもたちの声
- 2 ビスカルド篤子さんからの現状報告
- 3 空野 佳弘 弁護士(大阪弁護士会所属)のお話
- 4 日本カトリック司教団からの呼びかけ
- 5 私たちにできることは何？



日本で生まれ育ったにもかかわらず、在留資格がなく強制送還の危機にさらされている外国ルーツの若者たちがいます。彼らは働くことも、健康保険に入ることもできません。

私たちの近くにも、在留資格がないため移動の自由もなく就職活動ができないまま、将来の夢が絶たれるかもしれない不安の中で大学生活を送りながら頑張っている青年がいます。

日本の入管制度では、法務大臣の行政裁量で「在留特別許可」を出すことができます。

日本のカトリック司教団は、このような子どもたちに「在留特別許可」が与えられるよう法務大臣に要請書を提出するとともに、ネット上で賛同の署名を呼びかけています。

日本人の子どもであれば当然の、基本的な人権が与えられておらず、大きな人権侵害状態にあると言わざるを得ません。このことを知った私たちが今、署名活動の次への一步に繋げるために何ができるのか、より深く学ぶ場として、これまでの裁判で弁護にあたってこられた空野弁護士から学ぶ「学習会」を企画しました。

この学習会では、直接支援に携わってきたシナピスのビスカルド篤子さんから支援の状況、そして仮放免のままで大学生活を送っている青年たちから実情を聞き、ともに考える場にしたと思います。

外国ルーツの子ども達を支援する阪神地区有志の会  
連絡先:090-3943-4416(西口)

### 「児童の権利に関する条約」

1989年、子どもの基本的人権を国際的に保障するに定められた国連の条約です。

ひとりの人間として人権を認め、保護や配慮が必要な権利を定めています。

この条約にある権利が実現されるように、また何よりも、子どもたち自身が、自分たちの権利について知り、学び、声を上げていくことが大切です。

## 【特別講師】空野 佳弘 弁護士

大阪弁護士会所属

ペルー人母子の在留特別許可を求める訴訟  
弁護団団長



空野弁護士は、外国人登録指紋押捺拒否事件を契機として、様々な難民事件など、数多くの外国人事件に関わり続けておられます。1985年頃、在日コリアンの指紋押捺拒否運動がきっかけで在日コリアンの権利問題と、戦時下の強制連行・慰安婦の問題などに取り組みられるようになりました。

また、1990年代の終わりから、中国残留邦人の偽装入国者が入管によって次々に摘発・収容され、「子どもが学校から消える」という状況に直面したことから、子どもの権利を守るための訴訟に取り組み、2000年代にはアフガニスタン難民の一斉収容問題が起こったことをきっかけに、現在に至るまで難民問題をはじめ、様々な入管訴訟・難民訴訟に取り組んでおられます。

### ペルー人母子との関わり

2017年夏、「母国に帰っても、何の希望もない」と訴え、「ほぼ100%勝てない」と言われても日本で生まれ育つわが子とともに日本で生きようとする、揺るがない母親の信念に動かされて、空野弁護士は裁判を引き受けました。空野弁護士の呼びかけに応じて結成された弁護団は総勢14名でした。

裁判の唯一の争点は、子どもの権利条約で保障された子どもの権利を、日本国は守らなければならないということ。結果としては、最高裁で上告棄却の判決が出て敗訴が確定しましたが、諦めずに子どもたちへの人道配慮を求めて、現在もなお当事者とともに活動してまいります。

このような運動の重要性は、「三人寄れば文殊の知恵」の諺どおり、一人では分からないことも、大勢が集まって議論することによって分かるようになるという点にあると、空野弁護士は考えておられます。